

## 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(大磯町印鑑条例の一部改正)

第 1 条 大磯町印鑑条例(昭和 51 年大磯町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「され、又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号により登録)を削る。

第 5 条第 2 項第 1 号中「又は外国人登録証明書」を削る。

第 6 条第 1 号中「又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の」を「に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 26 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の」に改め、同項第 2 号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 町長は、前項第 1 号にかかわらず、外国人住民(住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により申請があった場合には受理することができる。

第 7 条第 3 号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表わされている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第 13 条第 1 項中「第 6 号」を「第 7 号まで」に改める。

第 14 条中「又は外国人登録法」を削る。

第 17 条第 1 項第 3 号中「氏若しくは名又は氏名」を「氏名、氏又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 外国人住民にあつては、住民基本台帳法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)

第 17 条第 2 項中「及び第 2 号」を「、第 2 号又は第 4 号」に改める。

(大磯町国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 大磯町国民健康保険条例(昭和 34 年大磯町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

(大磯町障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 大磯町障害者の医療費の助成に関する条例(昭和52年大磯町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により本町の外国人登録原票に登録され」を削る。

(大磯町手数料条例の一部改正)

第4条 大磯町手数料条例(平成12年大磯町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の3の規定に基づく外国人登録に係る登録原票の写しの交付の項及び外国人登録法に基づく外国人登録に係る登録原票記載事項証明書の交付の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(改正前の大磯町印鑑条例の規定に基づく外国人の印鑑の登録の取扱い)

2 町長は、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大磯町印鑑条例第3条の規定に基づき印鑑の登録を受けている外国人(以下「外国人印鑑登録者」という。)であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)においてこの条例による改正後の大磯町印鑑条例(以下「新条例」という。)の規定により印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じたときは、施行日において、職権で当該登録事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

3 町長は、外国人印鑑登録者のうち、新条例の規定により印鑑の登録を認めることができない者に係る印鑑登録原票を施行日において職権で抹消するものとする。この場合において、町長は、当該印鑑の登録を認めることができない者に対し、印鑑登録原票を抹消したことを通知するものとする。

平成24年6月1日提出

大磯町長 中 崎 久 雄